

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,964人」を「3,120人」に、「8,431人」を「8,587人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県立病院の医療提供体制の強化及び医師の勤務態勢の適正化を図るため、病院事業局の職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。